



平成22年9月28日

各 位

会社名 JST株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
有田 陽一  
(コード番号 5919 東証第二部)  
問合せ先 取締役兼執行役員経営管理部長  
平山 裕一  
(TEL 03-3645-3181)

### 臨時株主総会および普通株主による種類株主総会 招集のための基準日設定についてのお知らせ

当社は、平成22年9月28日開催の当社取締役会において、平成22年12月下旬頃開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。)に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成22年10月14日(木)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会においてその権利を行使することができる株主といたします。

- |          |                |
|----------|----------------|
| (1) 基準日  | 平成22年10月14日(木) |
| (2) 公告日  | 平成22年9月29日(水)  |
| (3) 公告方法 | 日本経済新聞による公告掲載  |

##### 2. 本株主総会の日程・付議議案等について

平成22年8月12日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、株式会社Jホールディングスの要請により、本臨時株主総会を開催し、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行なうこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び、③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますので、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日および開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上